本要綱は、平成8年8月に発生した錦多峰系水道水異臭事故を契機に、今後こうした事故の未然防止を目的とし、市民に対し水源保護・保全について広くアピールし、後世に永続的に安全でおいしい水を確保するため、策定されたものである。

また、この要綱策定にあたっては、当時の水道部に設置された、各課、及び浄水場を含めた6名による「水源保護要綱等検討委員会」によって、対象地域住民、対象土地所有者は勿論、国の機関である苫小牧営林署をはじめとし、北海道苫小牧地方環境監視センターなどの各機関の助言、協力を得、施行された。

なお、本要綱施行後、要綱の規制に依存することが困難な問題、また事故等が発生する事態が起きた場合は、規制効力のある条例制定を考える。

1 規制対象地域の考え方

本要綱の対象地域は、水道水異臭事故の起きた錦多峰川流域で、錦多峰取水場の取水口から北側上流の国有林までの流域民有地、南北約 1.8km、錦多峰川を中心とし東西約 1.7km の約 226 へクタールである。

この民有地を対象地域とした理由は、前述の事故の発生原因が、この流域民有地の一部に不法投棄された産業廃棄物による、汚染地下水の河川流出によるものであったこと。

また、この流域民有地には現在68地権者の土地、及び住宅、作業場、資材置場、家畜小屋など、10数軒が河川に近接して建っているとともに、下水道処理区域外であることから、地下水への影響による河川汚染が懸念されること。

さらに、今後、開発行為などによる土地利用の変化、事業所などの立地による河川への影響が 考えられることなどがあげられる。

なお、錦多峰川上流及び、他の2河川の取水場とその上流から源流部までは、国有林地内と北海道大学苫小牧研究林(北大研究林)地内にあり、それぞれの河川流域のほとんどが、国の水源涵養保安林の指定を受けるとともに、国、及び北大研究林の規制の基にあり保護されていることから、これら流域は除外している。

2 要綱内容

本要綱は、15 箇条からなり、市の責務、事業者及び市民の責務も明確にし、水源保護地域の指定、遵守事項、事前協議、協定の締結、違反に対する措置等を盛り込んだものである。また、対象となる業種については、ゴルフ場、産廃業等、水質を汚濁するおそれのある事業及び行為を対象としており、内容は次のとおりである。

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 市の責務
- 第4条 事業者の青務
- 第5条 市民の責務
- 第6条 水源保護地域の指定
- 第7条 水源保護地域における事業者等の遵守事項
- 第8条 事前協議
- 第9条 協定の締結
- 第10条 協議事項の変更
- 第 11 条 遵守事項等の違反に対する措置
- 第 12 条 事前協議等の不履行に対する措置
- 第 13 条 公表
- 第 14 条 報告
- 第 15 条 その他

3 規制数値の考え方

要綱第7条「事業者などの遵守事項」における水質規制基準値は、次の考え方による。

- (1) 有害物質の排出基準値については、カドミウム、シアン、水銀等 11 項目とし、その 排出基準については、錦多峰浄水場が、上流の国有林からおよそ 1.7 km下流側に位 置し、流域距離が短く、その間の全てが民有地内を流れていること、当該河川の流 量が比較的少ないこと、地下水位が高いことなどから、水道法第 4 条第 2 項に掲げ る水道水水質基準値を「排出口における基準値」とした。
- (2) 生活環境項目の数値については、水素イオン濃度 (pH値)、生物化学的酸素要求量 (BOD)、亜塩等 16 項目とし、化学的酸素要求量 (COD) 等は総理府令排水基準値の 10 分の 1、浮遊物質量については浄水場の浄水処理に影響が少ない数値とし、その ほかの生活環境項目については、水道水水質基準値とした。
- (3) 農薬に関する数値については、イソキチオン(殺虫剤)、イソフロチオラン(殺菌剤)、アシュラム(除草剤)等30項目としたが、基準値は厚生省の「ゴルフ場使用農薬に係る水道水基準値」とした。

この数値は、苫小牧市環境監視センターにおいて、すでに市内既存のゴルフ場で排出口の数値として協定を締結しているもの(環境基準値の10倍の強化値)である。 (「ゴルフ場等の農薬使用に関する環境保全指導要綱」平成元年4月1日施行。)

なお、旧厚生省の水質基準に関する省令による水道水の検査項目は、46項目指定されているが、一部水道検査項目にある臭気、味などは規制項目から除き、浄水処理において除去が困難な物質の検査項目を加え、本要綱では57項目の規制としている。